

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 管理体制(第 3 条―第 8 条)
- 第 3 章 教育研修(第 9 条)
- 第 4 章 職員の責務(第 10 条)
- 第 5 章 保有個人情報等の取扱い(第 11 条―第 16 条)
- 第 6 章 情報システムにおける安全の確保等(第 17 条―第 31 条)
- 第 7 章 情報システム室等の安全管理(第 32 条・第 33 条)
- 第 8 章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第 34 条―第 35 条の 2)
- 第 9 章 安全確保上の問題への対応(第 36 条・第 37 条)
- 第 10 章 監査及び点検の実施(第 38 条―第 40 条)
- 第 11 章 文部科学省との連携(第 41 条)
- 第 12 章 個人情報保護委員会事務局への報告(第 42 条)
- 第 13 章 雑則(第 43 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人金沢大学及び金沢大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)、国立大学法人金沢大学特定個人情報取扱規程又はこれらに基づく他の法令、指針若しくは規程等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人文書 「国立大学法人金沢大学法人文書管理規則」(以下「文書管理規則」という。)第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

- (2) 保有個人情報 前号に定める法人文書に記録されている個人情報をいう。
- (3) 教育・研究関係文書 文書管理規則第2条第2号に定めるものをいう。
- (4) 医療関係文書 文書管理規則第2条第3号に定めるものをいう。
- (5) 独立行政法人等非識別加工情報 個人情報ファイル簿の作成及び公表等に関する規程第4条第1項に定める個人情報ファイル簿において、独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルに該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。次号及び第7号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。
- (6) 削除情報 独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
- (7) 独立行政法人等非識別加工情報等 独立行政法人等非識別加工情報、削除情報及び法第44条の10第1項の規定により行った保有個人情報の加工の方法に関する情報をいう。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、総務担当理事をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括するものとする。

（副総括保護管理者）

第4条 本学に、副総括保護管理者を置き、事務局各部の長をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育・研究関係文書における保有個人情報等の管理に当たっては、当該文書を管理する部局等の長を、医療関係文書における保有個人情報等の管理に当たっては、附属病院にあっては附属病院長を、保健管理センターにあっては保健管理センター長を副総括保護管理者とする。
- 3 副総括保護管理者は、所掌する保有個人情報等の管理に関する事務を総括するものとする。

（保護管理者）

第5条 本学に、保護管理者を置き、課長又はそれに相当する者をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育・研究関係文書における保有個人情報等の管理に当たっては、当該文書を管理する教員を、医療関係文書における保有個人情報等の管理に当たっては、附属病院にあっては、附属病院長が指名する医療関係者（附属病院に属する職員のうち、事務局に属する職員以外の職員をいう。以下同じ。）を、保健管理セン

ターにあつては、保健管理センター長が指名する医療関係者(保健管理センターに属する職員のうち、事務局に属する職員以外の職員をいう。以下同じ。)を保護管理者とする。

- 3 保護管理者は、所掌する保有個人情報等を適切に管理するものとする。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携するものとする。

(保護担当者)

第6条 本学に、保護担当者を置き、各係長をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育・研究関係文書における保有個人情報等の管理に当たっては、当該保護管理者が指名する教員を、医療関係文書における保有個人情報等の管理に当たっては、当該保護管理者が指名する医療関係者を保護担当者とする。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所掌する保有個人情報等の管理に関する事務を担当するものとする。

(監査責任者)

第7条 本学に、監査責任者を置き、総括保護管理者が指名する者をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査するものとする。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があるときは、国立大学法人金沢大学基幹会議規程第2条第1号に定める総務企画会議で審議する。

第3章 教育研修

第9条 総括保護管理者又は副総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者又は副総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護管理者又は副総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、当該部局等における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うものとする。
- 4 保護管理者は、当該部局等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者又は副総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

第10条 役員及び職員(以下「職員等」という。)は、法の趣旨に則り、関連する法令及び本学の規程等の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で、必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第12条 職員等が、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第13条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第14条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第15条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

2 台帳等の整備に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第17条 保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第29条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第18条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第19条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第20条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第21条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第22条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱

性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第23条 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第24条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第27条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第28条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第29条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第30条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散管理するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設等を設けている場合においても、同様の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第33条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第34条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 前項の場合において、保護管理者は、更に安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、及び措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合に準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報等の提供)

第 34 条の 2 保護管理者は、法第 44 条の 2 第 2 項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 保護管理者は、法第 44 条の 2 第 1 項及び第 44 条の 9 の規定（第 44 条の 12 の規定により第 44 条の 9 の規定を準用する場合を含む。）により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から法第 44 条の 5 第 2 項第 7 号の規定に基づき当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

(保有個人情報の取扱いに係る業務の委託等)

第 35 条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第 6 項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 1 項に定める措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に定める措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

- 5 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。
- 6 第1項の書面の様式及び業務の委託等に関し必要な事項は、別に定める。
(独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務の委託等)

第35条の2 保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、独立行政法人等非識別加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 独立行政法人等非識別加工情報等の複製等の制限に関する事項
 - (4) 独立行政法人等非識別加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における独立行政法人等非識別加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における独立行政法人等非識別加工情報等の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。
 - 3 委託先において、独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項に定める措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に定める措置を実施するものとする。独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 4 独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
 - 5 第1項の書面の様式及び業務の委託等に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第36条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、その事案等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員等に行わせることを含む。)ものとする。

3 保護管理者は、必要な措置を講じた後、副総括保護管理者に報告する。

4 副総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

5 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。

6 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行う。

7 副総括保護管理者及び保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第37条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第38条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、本学における保有個人情報等の管理の状況について、年一回以上定期的に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第39条 副総括保護管理者は、当該部局等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、年一回以上定期的に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 監査及び点検等に関し必要な事項は、別に定める。

(評価及び見直し)

第40条 総括保護管理者、副総括保護管理者及び保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 文部科学省との連携

(文部科学省との連携)

第41条 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有個人情報等の適切な管理を行う。

第12章 個人情報保護委員会事務局への報告

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第42条 総括保護管理者は、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- (1) 第34条の2第2項、第36条第4項及び第5項の報告をするとき
- (2) 第36条第7項及び第37条の措置を講じたとき
- (3) 契約相手方が法第44条の14各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき

第13章 雑則

第43条 個人情報の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 教育学部附属学校については、第5条及び第6条に定める教員を校園長又は副校園長に読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。